熊日1971.10.14

隠れ水俣病

第三部

<8>

すんなり行かぬ補償

"前進"に思わぬ落とし穴

認定と補償の間

寺本参議の疑問

寺本議員 被害者の方で認定申請するのは、結果として補償を求めたいからだと思う。ところが裁決と同時に出された次官通知では「今後の裁決による認定は、直ちに補償責任があると確定するものではない」とわざわざ断わってある。水俣病患者は従来、自動的に見舞い金を渡げられることになっており、四十三年の厚生大臣認定以後もそうなっている。次官通知ではその原則がこわされる。補償の点では一歩後退ではないか。

大石長官 補償問題は別問題であり、われわれの権限外。われわれは水俣病として発病を受けている人に対して、手当をしてあるものとに医療、補償問題をどうけたいという面からだけ考えて希望を述べたのだ。ただ、そういう意味のことを付けたのは、多少余計だったかなという感じがしないでもない。

寺本議員 これまでは水俣病認定者全員が厚生省仲裁による補償を受け、不満な人が裁判にもっていっている。その限りでは、行政認定と裁判は別だ。しかし今後は認定を受けたが補償は別、と切り離されると、やはり後退ではないかとの疑問が残るが。

船後企画調整局長 現在の法体系とは、裁決とは因果関係の特定しがたい、つまり国事として時間のかかる公害問題の特殊性に着目して、とりあえず緊急を要する医療面の給付をやろうという趣旨であり、公害紛争処理法にかかる問題および民事裁判とは全く別個に取り扱う必要がある。

× × ×

引用が長くなったが、この問答は、八月二十六日参院公害特別委の質疑（要旨）である。八月七日、環境庁の出した未認定問題の裁決に、提出の寺本広作議員が疑問を投げかけたのが、現在その疑問は、まさしく現実になろうとしている。

名を取って実なし

環境庁裁決、すなわち公害被害者救済法は、たとえば光化学スモッグのように犯人が全く特定できない、そして医療救済だけで被害者が救える病気には、たしかに有効だ。しかし、水俣病のように、加害者がはっきりし、しかも治療法のない病気では、その原典は少ない。寺本議員の質問は名（認定）があって、実（補償）のない環境庁裁決を鋭くついている。ただそれは"後退"ではなく"前進"がもたらした落とし穴と呼ぶべきものだろう。

それは、現実に救済法によって支払われている額が、月に十六万円程度であることを知ればわかる。県公害課のまとめた水俣病の医療救済状況によると、八月中に支払われた医療費は十八件六万六千六百九十五円（医療費の自己負担分）、医療手当て（通院費、入院雑費）十九件四万一千円、介護手当て六件六万円（患者の介護に人を雇っているケース）総額十六万七千六百九十五円にすぎない。

この給付は、補償金をもらっていないいわゆる無認定だけにしか行なわれていないが、無認定だけでも患者は四十人いるのだから救済法の原典に沿っているのは、半分以下ということだ。

今回の環境庁裁決は、たしかに広く患者を救済する点では、画期的だったが「民事責任（補償）とは別個」とした点では、大きなマイナスをもたらした。

行政の責任が問題に

事実、六日の新認定後、チッソ

11日行なわれた新認定患者とチッソの補償問題についての初の話し合い（チッソ水俣支社会議室）

かない」（久我総務部長）とどの次官通知を盾に、すんなり補償をしないことを明らかにしている。

十一日、新認定患者の補償要求に対しても、中央公害審査委員会の判断に任せたいと調停をにおわせている。患者たちは「国の決定にはこれまでも従ってきたし、今後も基本的には従うつもりだが、今回の裁決は認定と民事責任は切り離して考えるということなので、認定即補償とはいう。認定すれば救える―という行政の裏みの甘さ…。水俣病の責任は企業、医学だけの問題ではなかったのだ。患者たちの怨（おん）念は十五年たったいま、水俣病を隠してきた行政のあり方を問題にしようとしている。厚生省の公害認定、環境庁裁決という耳ざわりのよい"ことば"だけで水俣病問題を処してきた行政が、当然受けるべき水俣病の重さなのかもしれない。

入れている。これは、先に水俣病市民会議が行なった答申内容を公表せよという申し入れとは矛盾するが、患者たちにとって、もはやどの審査員が"甘いか辛いか"などということは、どうでもよくなったからだ。

今後、中央公害審査委員会の調停が行なわれるにしろ、あるいは裁判に持ち込まれるにしろ、答申内容と、それに基づく県の"行政認定"のあり方が問題になるだろ